

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例に係る基準(案)

条文	事項	国の基準	区分	市の方針(案)
第3条 第4条	最低基準の向上 最低基準と事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長は、児童の保護者等の意見を聴き、事業者に最低基準を越えて運営するよう勧告することができる ・市町村は、最低基準を常に向上させるよう努める ・事業者は、最低基準を超えて運営を向上させなければならないが、また、最低基準を超えている部分について、最低基準を理由に低下させてはならない 	参酌	国基準に従う
第5条	放課後児童健全育成事業者の一般原則等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の健全育成を図ることを目的としなければならない ・児童の人権への配慮、人格の尊重をして運営しなければならない ・地域社会と交流、連携し、児童の保護者や地域社会へ運営内容の説明をするよう努める ・運営の内容について、自己評価、結果の公表に努める ・放課後児童健全育成事業を行う施設(以下「事業所」)の構造等について、採光や換気等、児童の保健衛生及び児童がケガ等をしないよう、十分な配慮を払って設置しなければならない 	参酌	国基準に従う
第6条	放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・消火用具、非常口等の非常災害に必要な設備を設置し、非常災害に対する計画の策定及び訓練の実施等に努める ・避難及び消火訓練を、定期的に行わなければならない 	参酌	国基準に従う
第7条	職員の一般的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない 	参酌	国基準に従う
第8条	職員の知識及び技能の向上等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の健全育成に必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努める ・事業者は、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない 	参酌	国基準に従う
第9条	設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・遊び、生活、静養の場としての区画(以下「専用区画」)を設置し、学童クラブに必要な設備及び備品等を備えなければならない ・専用区画の面積は児童1人につき、おおむね1.65㎡以上でなければならない(※) ・専用区画、設備及び備品等は、学童クラブの開所時間中は、学童クラブ専用のものでなければならない 	参酌	国基準に従う
第10条	職員の数	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとに、放課後児童支援員(有資格者)を置かなければならない ・放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上配置し、うち1人以上は有資格者とする。 	従う	国基準に従う
第10条	職員の資格(有資格者について)	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員(有資格者)とは次のいずれかに該当する者で、県等が行う研修を修了した者でなければならない ①保育士 ②社会福祉士 ③高等学校等を卒業した者等で、2年以上児童福祉事業に従事した者 ④教員免許を有する者 ⑤大学、大学院及び外国の大学で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑥高等学校卒業生等であり、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、市町村長が適当と認められた者 	従う	国基準に従う
第10条	支援の単位	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの支援の単位は、児童数がおおむね40人以下とする(※) 	参酌	国基準に従う
第11条	児童を平等に取り扱う原則	<ul style="list-style-type: none"> ・児童や保護者の国籍、信条又は社会的身分によって差別をしてはならない 	参酌	国基準に従う
第12条	虐待等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は児童に対し、暴行、おいせつ行為、保育義務の放棄、暴言等により心身に有害な影響を与える行為をしてはならない 	参酌	国基準に従う

条文	事項	国の基準	区分	市の方針(案)
第13条	衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、設備、食器等、飲料水について、衛生的な管理に努め、必要な措置を講じなければならない 事業者は、感染症又は食中毒が起きないよう、またはまん延しないよう、必要な措置を講じなければならない 事業所には、医薬品等を備え、適正に管理しなければならない 	参酌	国基準に従う
第14条	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、事業所ごとに次の通り運営規定を定めなければならない ①事業目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務の内容 ③開所している日及び時間 ④学童クラブの内容及び、児童の保護者が支払うべき額 ⑤利用定員 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦学童クラブ利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他事業の運営に関する重要事項 	参酌	国基準に従う
第15条	事業者が備える帳簿	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿を整備しなければならない 	参酌	国基準に従う
第16条	秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> 職員は、業務上知り得た児童やその家族の秘密を漏らしてはならない 事業者は、職員であった者が、業務上知り得た児童やその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない 	参酌	国基準に従う
第17条	苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、児童や保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない 事業者は、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会の調査に、できる限り協力しなければならない 	参酌	国基準に従う
第18条	開所時間及び日数	<ul style="list-style-type: none"> 開所時間は、下記を原則とし、保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、事業所ごとに定める ①学校の休業日 1日8時間以上 ②上記以外の日 1日3時間以上 開所日数は、1年につき250日以上を原則とし、保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、事業所ごとに定める 	参酌	国基準に従う
第19条	保護者との連絡	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、常に保護者と密接な連絡をとり、児童の健康及び行動を説明し、保育の内容等について、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない 	参酌	国基準に従う
第20条	関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、市町村、児童福祉施設、小学校等関係機関と密接に連携して、児童の支援に当たらなければならない 	参酌	国基準に従う
第21条	事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、事故が発生した場合は、速やかに市町村、保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない 事業者は、児童に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない 	参酌	国基準に従う
附則	職員の経過措置	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童支援員の資格の「都道府県知事が行う研修を修了した者」については、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含める 	従う	国基準に従う

※児童数の定義は、毎日利用する児童とそうでない児童の平均利用人数とする。